

○公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

(平成17年 3 月18日 条例第 2 号)

改正 平成18年 3 月22日 条例第 1 号 平成20年 3 月10日 条例第 2 号

(題名改称)

令和 2 年 2 月19日 条例第 2 号 令和 5 年 2 月27日 条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項及び第 3 項、第 5 条第 1 項、第 6 条第 2 項並びに第 9 条の規定に基づき、公益法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

(平20条例 2 ・一部改正)

(職員の派遣)

第 2 条 管理者は、法第 2 条第 1 項に規定する法人で、当該法人の業務の実施により組合の事務の効率的、効果的な実施が図られると認められる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。

2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
- (2) 非常勤職員
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条に規定する条件付採用になっている職員
- (4) 京都府自治会館管理組合職員の定年等に関する条例（平成 8 年条例第18号）の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は期限を延長することとされている職員
- (5) 京都府自治会館管理組合職員の定年等に関する条例第 9 条第 1 項及び第 2 項

の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

- (6) 地方公務員法第28条第2項各号の一に掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号の一に掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

3 法第2条第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第1項の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）に係る職員の職員派遣を受ける団体（以下「派遣先団体」という。）における福利厚生に関する事項
- (2) 当該職員の派遣先団体における業務の従事状況の連絡に関する事項

（平20条例2・令2条例2・令5条例3・一部改正）

（派遣職員の職務への復帰）

第3条 法第5条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 職員派遣をされた職員（以下「派遣職員」という。）が派遣先団体の役職員の地位を失った場合
- (2) 派遣職員の職員派遣が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合
- (3) 第2条第1項に規定する取決めに反することとなった場合
- (4) 派遣職員が地方公務員法第28条第1項第2号又は第3号に該当することとなった場合
- (5) 派遣職員が地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合又は水難、火災その他の災害により生死不明若しくは所在不明となった場合
- (6) 派遣職員が地方公務員法第29条第1項第1号又は第3号に該当することとなった場合

（派遣職員の給与）

第4条 派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、そ

の職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及びその他第2条第1項に規定する取決めに基づく手当についてそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

(平18条例1・一部改正)

(職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例)

第5条 職員派遣後職務に復帰した職員に関する京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例（平成8年条例第23号）第23条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

(派遣職員の復帰時における処遇)

第6条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給期間については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、必要な調整を行うことができる。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月22日条例第1号）抄

(施行期日等)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月10日条例第2号）

この条例は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の施行の日から施行する。（施行の日=平成20年12月1日）

附 則（令和2年2月19日条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月27日条例第3号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。